

令和2年度第2四半期における専決処理について

令和2年12月2日
原子力規制庁

原子力規制委員会への報告が必要となる専決事項に関する令和2年度第2四半期における専決処理案件は合計118件で、その概要は以下のとおり。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係(103件)**(1) 原子炉設置の変更の許可関係 1件(別表1)**

例：試験研究用等原子炉施設に係る原子炉設置変更許可(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)(別表1)

(2) 原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 21件(別表2~22)

例：日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設保安規定の変更の認可(別表2)

(3) 原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 32件

(別表23~54)

例：三菱原子燃料株式会社の核物質防護規定の変更認可(別表24)

(4) 原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係 4件

(別表55~58)

例：株式会社日立製作所王禅寺センタ日立教育訓練用原子炉の廃止措置計画の変更の認可(別表55)

(5) 核燃料物質の使用の変更の許可関係 4件(別表59~62)

例：三井化学株式会社大阪工場における核燃料物質の使用の変更の許可(別表59)

(6) 核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係 1件(別表63)

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所使用施設等における保安規定の変更の認可(別表63)

(7) 核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係 6件

(別表64~69)

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等の核物質防護規定の変更認可(別表65)

(8) 核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可関係 1件 (別表 70)

例：国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央第二事業所の廃止措置計画の認可 (別表 70)

(9) 国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係 26件

(別表 71~96)

例：独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校の計量管理規定の変更認可 (別表 71)

(10) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 7件 (別表 97~103)

例：淡水化装置の信頼性向上工事及び一部撤去等に係る実施計画の変更認可 (別表 97)

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係 (15件)

(11) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 14件

(別表 104~117)

例：株式会社みらくる分析センターの放射線発生装置の使用許可 (別表 104)

(12) 廃棄の業の許可又は変更の許可関係 1件 (別表 118)

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の廃棄業に係る変更許可 (別表 118)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉設置の変更の許可関係	原子炉等規制法第26条第1項の規定による変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設に係る原子炉設置変更許可申請について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	<p>○令和元年12月25日付け(令和2年6月15日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、(1)原子力科学研究所のSTACY(定常臨界実験装置)施設にTCA(軽水臨界実験装置)施設の使用済棒状燃料を貯蔵するための使用済棒状燃料貯蔵設備の追加、(2)TCA施設における使用済燃料の処分の方法の変更、(3)原子力科学研究所の敷地境界の一部変更について、原子炉設置変更許可申請あり。</p> <p>○審査の結果、STACY施設に使用済棒状燃料貯蔵設備を設置して使用済棒状燃料を貯蔵することについて、試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備に係る設置許可の基準に照らし、災害の防止上支障がないこと、TCA施設の使用済燃料の処分方法(使用済棒状燃料貯蔵設備に貯蔵すること)を追加していること及び敷地境界の変更に伴う線量の評価点に変更がないことを確認。</p> <p>○令和2年8月21日に許可。</p>	研究炉等審査部門
2	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第22条第1項の規定による加工事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	加工施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)	<p>○令和2年6月1日付け(令和2年8月19日付け及び令和2年9月3日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う濃縮・埋設事業所加工施設(六ヶ所村)の保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた加工施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。</p> <p>○令和2年9月16日に認可。</p>	核燃料施設審査部門
3		原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可申請について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	<p>○令和2年3月2日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(東海村)から、原子力科学研究所の敷地境界の一部変更に伴う周辺監視区域の変更に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子炉設置変更許可に基づき、周辺監視区域が変更されていることを確認したことから、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障がないことを確認。</p> <p>○令和2年9月24日に認可。</p>	研究炉等審査部門
4			試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(株式会社日立製作所)	<p>○令和元年10月31日付け(令和2年2月28日付け及び令和2年6月4日付けで一部補正)で、株式会社日立製作所から、廃止措置中である日立製作所王禅寺センタ日立教育訓練用原子炉(川崎市)について、廃止措置計画認可に基づく第4倉庫及び第5倉庫の設置並びに両倉庫での放射性固体廃棄物の保管を開始することに伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、第4倉庫及び第5倉庫での放射性固体廃棄物の保管が適切に行われるために必要な事項が定められていること等を確認したことから、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障がないことを確認。</p> <p>○令和2年9月24日に認可。</p>	研究炉等審査部門
5		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	<p>○令和2年6月8日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号炉の大物搬入建屋建替に伴う管理区域等の変更に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、7号炉の大物搬入建屋の建替工事を実施するために解除していた管理区域について、当該建替工事完了に合わせて大物搬入建屋を管理区域に再設定するとともに、保全区域図が適切に変更されていること等を確認。</p> <p>○令和2年7月17日に認可。</p>	実用炉審査部門

6	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和元年9月26日付け(令和2年8月19日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所2号炉の長期施設管理方針(冷温停止状態の維持を前提とした運転開始後30年の経過に伴う高経年化技術評価に基づくもの)の追加に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、高経年化技術評価の妥当性及び当該評価を踏まえた長期施設管理方針が追加されること等を確認。 ○令和2年8月28日に認可。	実用炉審査部門
7	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和2年6月10日付けで、中部電力株式会社から、組織改正による職務内容の変更に伴う浜岡原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和2年8月31日に認可。	実用炉審査部門
8	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(北海道電力株式会社泊発電所)	○令和2年5月29日付け(令和2年8月31日付けで一部補正)で、北海道電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う泊発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年9月17日に認可。	実用炉審査部門
9	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	○令和2年5月29日付け(令和2年8月31日付けで一部補正)で、東北電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う東通原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年9月17日に認可。	実用炉審査部門
10	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和2年5月29日付け(令和2年8月31日付けで一部補正)で、東北電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う女川原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年9月17日に認可。	実用炉審査部門
11	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(日本原子力発電株式会社東海発電所)	○令和2年5月29日付け(令和2年8月31日付けで一部補正)で、日本原子力発電株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う東海発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年9月17日に認可。	実用炉審査部門

12	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和2年5月29日付け(令和2年8月31日付けで一部補正)で、日本原子力発電株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う東海第二発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年9月17日に認可。	実用炉審査部門
13	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(北陸電力株式会社志賀原子力発電所)	○令和2年5月29日付け(令和2年8月31日付けで一部補正)で、北陸電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う志賀原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年9月17日に認可。	実用炉審査部門
14	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(日本原子力発電株式会社敦賀発電所)	○令和2年5月29日付け(令和2年8月31日付けで一部補正)で、日本原子力発電株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う敦賀発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年9月17日に認可。	実用炉審査部門
15	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和2年5月29日付け(令和2年8月31日付けで一部補正)で、中国電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う島根原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年9月17日に認可。	実用炉審査部門
16	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和2年5月29日付け(令和2年8月31日付けで一部補正)で、四国電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う伊方発電所の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年9月17日に認可。	実用炉審査部門
17	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和2年5月29日付け(令和2年8月31日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う玄海原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年9月17日に認可。	実用炉審査部門

18		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和2年5月29日付け(令和2年8月31日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う川内原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年9月17日に認可。	実用炉審査部門	
19		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和2年6月26日付け(令和2年8月5日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、高浜発電所1、2号炉燃料取替用水タンクの取替工事等に伴う管理区域図の変更等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、当該取替工事によって撤去したタンクの解体作業完了等に伴い管理区域が適切に変更され、当該変更が管理区域図に明示されていること等を確認。 ○令和2年9月24日に認可。	実用炉審査部門	
20	原子炉等規制法第50条第1項の規定による再処理事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	再処理施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社再処理事業所)	○令和2年6月1日付け(令和2年8月19日付け及び令和2年9月3日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う再処理事業所再処理施設(六ヶ所村)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた再処理施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年9月16日に認可。	核燃料施設審査部門	
21	原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による廃棄事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	廃棄物管理施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社再処理事業所)	○令和2年6月1日付け(令和2年8月19日付け及び令和2年9月3日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う再処理事業所廃棄物管理施設(六ヶ所村)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた廃棄物管理施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年9月16日に認可。	核燃料施設審査部門	
22		廃棄物埋設施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)	○令和2年6月1日付け(令和2年8月19日付け及び令和2年9月3日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設(六ヶ所村)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた廃棄物埋設施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年9月16日に認可。	核燃料施設審査部門	
23	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(三菱原子燃料株式会社)	○令和2年4月28日付け(令和2年6月3日付けで一部補正)で、三菱原子燃料株式会社(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

24	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(三菱原子燃料株式会社)	○令和2年4月28日付け(令和2年6月3日付けで一部補正)で、三菱原子燃料株式会社(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 施設工事に伴う核物質防護に必要な区域の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年7月29日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
25	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和2年4月7日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
26	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和2年4月7日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 施設工事に伴う核物質防護に必要な区域の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年7月29日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
27	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和2年5月8日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
28	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和2年5月8日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 核物質防護措置の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年7月29日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
29	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年5月14日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

30	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年5月14日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 施設工事に伴う核物質防護に必要な区域の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年7月29日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
31	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和2年6月4日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
32	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和2年6月4日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 施設工事に伴う核物質防護に必要な区域の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年8月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
33	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年6月17日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
34	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年6月17日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 施設工事に伴う核物質防護に必要な区域の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年8月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
35	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○平成26年12月25日付け(平成30年5月10日及び令和2年7月7日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

36	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○平成26年12月25日付け(平成30年5月10日及び令和2年7月7日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:施設工事に伴う核物質防護に必要な区域の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年8月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
37	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和2年6月1日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
38	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和2年6月1日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:施設工事に伴う核物質防護に必要な区域の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年8月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
39	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和2年6月11日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
40	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和2年6月11日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:施設工事に伴う核物質防護に必要な区域の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年8月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を連絡した旨を連絡。	核セキュリティ部門
41	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和2年6月11日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

42	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和2年6月11日付で、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 施設工事に伴う核物質防護に必要な区域の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年9月24日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
43	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和2年7月10日付で、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
44	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和2年7月10日付で、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 施設工事に伴う核物質防護に必要な区域の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年9月24日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
45	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和2年8月13日付で、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
46	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和2年8月13日付で、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 施設工事に伴う核物質防護に必要な区域の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年9月24日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
47	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和2年7月30日付で、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

48	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和2年7月30日付で、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 施設工事に伴う核物質防護に必要な区域の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年9月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
49	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和2年7月28日付で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
50	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和2年7月28日付で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 施設工事に伴う核物質防護に必要な区域の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年9月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
51	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)	○令和2年7月30日付で、リサイクル燃料貯蔵株式会社(むつ市)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
52	原子炉等規制法第43条の25第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)	○令和2年7月30日付で、リサイクル燃料貯蔵株式会社(むつ市)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 組織改編に伴う体制の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年9月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
53	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	○令和2年5月26日付で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

54		原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	○令和2年5月26日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改編に伴う体制の変更に係る申請。 ○審査の結果、令和2年7月29日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
55	原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による試験研究用等原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設に係る廃止措置計画の変更の認可について(株式会社日立製作所)	○令和元年8月2日付け(令和2年2月28日付け、令和2年6月4日付け及び令和2年8月3日付けで一部補正)で、株式会社日立製作所から、廃止措置中である日立製作所王禅寺センタ日立教育訓練用原子炉(川崎市)について、(1)放射性固体廃棄物を保管する第4倉庫及び第5倉庫の設置、(2)廃止措置期間中の維持管理設備及びその維持期間についての見直し等について、廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、第4倉庫及び第5倉庫を設置すること並びに廃止措置段階に応じた廃止措置内容の見直しについて、廃止措置の審査基準に照らして、災害の防止上支障がないことを確認。 ○令和2年9月24日に認可。	研究炉等審査部門
56		原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和2年6月2日付け(令和2年8月31日付けで一部補正)で、中国電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う島根原子力発電所の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設及び当該施設を維持管理するための基本的な考え方が示されていること、品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関するプロセスが示され、当該プロセスに従うよう定められていること等を確認。 ○令和2年9月24日に認可。	実用炉審査部門
57		原子炉等規制法第50条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による再処理事業者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設の廃止措置計画の変更認可(安全対策(基本方針、HAWに係る地震・津波対策等))	○令和元年12月19日付け(令和2年5月29日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海再処理施設)における廃止措置における安全対策のうち、安全対策の基本方針、HAW(高放射性廃液貯蔵場)に係る地震及び津波対策等に係る廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、リスクの高い高放射性廃液が集中して保有されているHAW及びガラスTVF(固化技術開発棟)について、東海再処理施設の現状を踏まえて最優先に安全対策を講じるため、廃止措置の工程を当該安全対策を速やかに進めるための設計及び工事期間としていること、この工事期間について具体的に定められていること、HAWの建屋、機器に係る耐震性の評価が既設工認で実績がある評価方法を用いて行われていること等を確認。 ○令和2年7月10日に認可。	研究炉等審査部門
58			日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設の廃止措置計画の変更認可(安全対策(TVFに係る地震・津波対策等))	○令和2年8月7日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設における廃止措置における安全対策及びTVFに係る地震及び津波対策、HAW及びTVFにおける外部事象対策に係る廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、TVFの建屋、機器に係る耐震性の評価が既設工認で実績がある評価方法を用いて行われていること、既に認可を受けている廃止措置計画に定める想定すべき外部事象(竜巻、火山事象、外部火災)に対するHAW及びTVFの影響評価が各種ガイドに基づく評価方法を用いて行われていること等を確認。 ○令和2年9月25日に認可。	研究炉等審査部門

59	核燃料物質の使用の変更の許可関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(三井化学株式会社 大阪工場)	○令和2年4月6日付けで、三井化学株式会社から、大阪工場(高石市)における保管廃棄施設の一部の廃止等の使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、保管廃棄施設の一部廃止について、設備の解体撤去、汚染検査の方法等が示されていることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年7月14日に許可。	研究炉等審査部門
60			核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について(東京工業大学科学技術創成研究院先導原子力研究所)	○令和2年1月31日付け(令和2年6月5日付け一部補正)で、国立大学法人東京工業大学から、科学技術創成研究院先導原子力研究所(目黒区)における核燃料物質の使用施設等の集約化を目的とする、施設の集約、使用設備の廃止等の使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年9月4日に承認。	研究炉等審査部門
61			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所)	○令和2年6月19日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機における貯蔵施設である原子炉建屋1階機器搬出入口について、発電用原子炉施設の新規制基準の耐震強化工事に伴う、壁厚、床厚及び床面積の変更に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等は既許可の設計が維持されることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年9月29日に許可。	研究炉等審査部門
62			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(南地区))	○令和2年3月27日付け(令和2年8月6日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(南地区)(大洗町)における東京電力福島第一原子力発電所の燃料デブリの分析の実施に伴う、使用の目的及び方法の追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、燃料デブリの取扱いに係る閉じ込め機能、遮蔽能力等は既許可の設計が維持されることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年9月30日に許可。	研究炉等審査部門
63	核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所)	○令和2年3月2日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の緊急時対策所等の設置に伴う、原子力科学研究所(東海村)の周辺監視区域の変更に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関することが明記されていることから保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障のないことを確認。 ○令和2年9月24日に認可。	研究炉等審査部門

64	核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等)	○令和2年2月25日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
65		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等)	○令和2年2月25日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:核物質防護措置の変更に係る申請 ○審査の結果、令和2年7月3日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
66		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等)	○令和2年2月25日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
67		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等)	○令和2年2月25日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:核物質防護措置の変更に係る申請 ○審査の結果、令和2年7月3日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
68		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等)	○令和2年2月20日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
69		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等)	○令和2年2月20日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:核物質防護措置の変更に係る申請 ○審査の結果、令和2年7月3日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

70	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可関係	原子炉等規制法第57条の5第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可について(国立研究開発法人産業技術総合研究所)	○令和2年6月23日付で、国立研究開発法人産業技術総合研究所から、つくば中央第二事業所(つくば市)における廃止措置計画の認可申請あり。 ○審査の結果、解体の対象となる施設及びその解体の方法、核燃料物質の管理及び譲渡の方法、核燃料物質による汚染の除去の方法、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄、廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間及び廃止措置の実施体制について、災害の防止上支障のないことを確認。 ○令和2年8月18日に認可。	研究炉等審査部門
71	国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	計量管理規定の変更の認可について(独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校)	○令和2年5月27日付で、独立行政法人国立高等専門学校機構から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う新居浜工業高等専門学校(新居浜市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年7月3日に認可。	保障措置室
72			計量管理規定の変更の承認について(国立大学法人大阪大学核物理研究センター)	○令和2年6月12日付で、国立大学法人大阪大学から、棚卸間隔の適正化等に伴う核物理研究センター(茨木市)の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、棚卸間隔の適正化等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年7月7日に承認。	保障措置室
73			計量管理規定の変更の承認について(国立大学法人静岡大学工学部)	○令和2年6月15日付で、国立大学法人静岡大学から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う工学部(浜松市)の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年7月7日に承認。	保障措置室
74			計量管理規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん)	○令和2年5月27日付(令和2年6月26日付で一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、計量管理責任者の変更に伴う新型転換炉原型炉ふげん(敦賀市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の変更に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年7月13日に認可。	保障措置室
75			計量管理規定の変更の認可について(公益財団法人日本分析センター本部)	○令和2年6月10日付で、公益財団法人日本分析センターから、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う本部(千葉市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年7月13日に認可。	保障措置室
76			計量管理規定の変更の認可について(島根県防災部原子力安全対策課原子力環境センター)	○令和2年6月17日付で、島根県から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う防災部原子力安全対策課原子力環境センター(松江市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年7月27日に認可。	保障措置室

77	計量管理規定の変更の認可について（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センター）	○令和元年12月23日付で、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から、計量管理責任者の変更に伴う農業環境変動研究センター（つくば市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の変更に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年7月31日に認可。	保障措置室
78	計量管理規定の変更の認可について（米山薬品工業株式会社三工工場）	○令和2年6月23日付で、米山薬品工業株式会社から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う三工工場（大阪市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月17日に認可。	保障措置室
79	計量管理規定の変更の承認について（国立大学法人京都大学京都大学医学部附属病院）	○令和2年6月26日付で、国立大学法人京都大学から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う医学部附属病院（京都市）の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月17日に承認。	保障措置室
80	計量管理規定の変更の認可について（株式会社三徳第三工場）	○令和2年6月29日付で、株式会社三徳から、計量管理責任者の変更等に伴う第三工場（神戸市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月18日に認可。	保障措置室
81	計量管理規定の変更の認可について（キシダ化学株式会社 三田事業所）	○令和2年7月9日付で、キシダ化学株式会社から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う三田事業所（三田市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月18日に認可。	保障措置室
82	計量管理規定の変更の承認について（文部科学省タイムカプセル埋蔵地）	○令和2年7月27日付で、文部科学省から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴うタイムカプセル埋蔵地（大阪市）の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月18日に承認。	保障措置室
83	計量管理規定の変更の認可について（日本軽金属株式会社清水工場）	○令和2年6月26日付で、日本軽金属株式会社から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う清水工場（静岡市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月19日に認可。	保障措置室

84	計量管理規定の変更の認可について（学校法人晴川学舎奥羽大学歯学部附属病院）	○令和2年7月13日付で、学校法人晴川学舎から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う奥羽大学歯学部附属病院（郡山市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月19日に認可。	保障措置室
85	計量管理規定の変更の認可について（日本金液株式会社）	○令和2年7月14日付で、日本金液株式会社（春日井市）から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月19日に認可。	保障措置室
86	計量管理規定の変更の認可について（仙台市衛生研究所）	○令和2年7月15日付で、仙台市から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う衛生研究所（仙台市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月19日に認可。	保障措置室
87	計量管理規定の変更の認可について（HOYA株式会社 昭島工場）	○令和2年7月17日付で、HOYA株式会社から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う昭島工場（昭島市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月19日に認可。	保障措置室
88	計量管理規定の変更の認可について（国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎）	○令和2年7月21日付で、国立研究開発法人水産研究・教育機構から、事業所名称等の変更に伴う水産資源研究所横浜庁舎（横浜市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称等の変更に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月19日に認可。	保障措置室
89	計量管理規定の変更の認可について（大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構）	○令和2年7月30日付で、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（つくば市）から、法人名称の変更等に伴う計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、法人名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月19日に認可。	保障措置室
90	計量管理規定の変更の承認について（防衛省防衛大学校）	○令和2年7月31日付で、防衛省から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う防衛大学校（横須賀市）の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月19日に承認。	保障措置室

91		計量管理規定の変更の認可について（帝人株式会社岩国開発センター）	○令和2年8月1日付けで、帝人株式会社から、事業所名称の変更等に伴う岩国開発センター（岩国市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月19日に認可。	保障措置室
92		計量管理規定の変更の認可について（学校法人甲南学園甲南大学11号館計量管理施設）	○令和2年8月4日付けで、学校法人甲南学園から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う甲南大学11号館計量管理施設（神戸市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月27日に認可。	保障措置室
93		計量管理規定の変更の認可について（株式会社コシナ小布施事業所）	○令和2年8月5日付けで、株式会社コシナから、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う小布施事業所（上高井郡）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月27日に認可。	保障措置室
94		計量管理規定の変更の認可について（住友化学株式会社愛媛工場）	○令和2年7月15日付けで、住友化学株式会社から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う愛媛工場（新居浜市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年8月28日に認可。	保障措置室
95		計量管理規定の変更の認可について（株式会社高純度化学研究所東松山工場）	○令和2年8月26日付けで、株式会社高純度化学研究所から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う東松山工場（東松山市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年9月17日に認可。	保障措置室
96		計量管理規定の変更の認可について（三津和化学薬品株式会社）	○令和2年8月31日付けで、三津和化学薬品株式会社（大阪市）から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年9月17日に認可。	保障措置室
97	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。 特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和元年8月27日付け（令和2年4月16日、令和2年6月23日及び令和2年7月2日付けで一部補正）で、東京電力ホールディングス株式会社から、淡水化装置の信頼性向上工事及び一部撤去等に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、新設するRO濃縮水移送ラインを構成するタンクの耐震性が確保されること、タンク等について適切な漏えい防止対策及び汚染拡大防止対策が講じられること、既設RO解体時においてダスト等の汚染拡大防止対策、被ばく防止対策が講じられること等を確認。 ○令和2年7月8日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

98		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和元年10月7日付け(令和2年1月20日、令和2年3月6日、令和2年3月30日、令和2年5月20日、令和2年6月9日及び令和2年7月10日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、サブドレン他水処理施設既設ピットNo.49の復旧等に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、復旧するサブドレンピットの水中の放射性物質濃度について既存の浄化設備で排水に係る運用目標まで低減が可能な範囲であること、設置するポンプ等は既認可と同様の設計とし、耐震性が確保されること、適切な漏えい防止対策が講じられること等を確認。</p> <p>○令和2年7月14日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
99		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和元年8月1日付け(令和2年1月30日、令和2年6月10日、令和2年7月2日及び令和2年7月14日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、緊急時対策及び火災への対応に関する記載の変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、火災対策について、1～4号機建屋において誘導灯だけでなく非常灯も復旧すること及び復旧後も機能が維持されること、消火配管について今後は可とう性に優れた地盤変異に追従する材料を採用すること等により地盤変異時の破断防止対策が講じられること、人が立ち入る建物には自動火災報知器及び避難設備が設置されその機能が維持されること等を確認。</p> <p>○令和2年7月17日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
100		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年4月27日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、1～4号機周辺防護施設整備工事等に伴う管理対象区域図等の変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、事務本館に出入管理所を設置すること等に伴い移設される施設は、移設後も同じ区域区分となっており、区域区分に応じて適切に管理されること、並びに管理区域図及び管理対象区域図が適切に変更されること等を確認。</p> <p>○令和2年8月3日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
101		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年4月16日付け(令和2年7月6日及び令和2年9月28日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における輸送貯蔵兼用キャスクの増設に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、増設するキャスクについて、安全機能に異常が発生した場合に検知可能であること及び対応手順が定められていること並びに除熱機能、密封機能、遮蔽機能及び臨界防止機能が確保されること等を確認。</p> <p>○令和2年9月29日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
102	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	<p>○令和2年4月21日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。</p> <p>○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。</p>	核セキュリティ部門
103	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	<p>○令和2年4月21日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。</p> <p>○申請概要: 施設工事に伴う核物質防護に必要な区域の変更に係る申請。</p> <p>○審査の結果、令和2年7月29日に認可。</p> <p>○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。</p>	核セキュリティ部門

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
104	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関する事。	放射線発生装置の使用許可申請について(株式会社みらくる分析センター)	○令和2年6月15日付で、株式会社みらくる分析センター(草津市)の放射線発生装置(非破壊検査用マイクロトロン)1台の新規設置について、使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年7月27日に許可。	放射線規制部門
105			放射性同位元素及び放射線発生装置の使用申請について(菱令記念京都病院)	○令和2年6月15日付で、医療法人菱令会から菱令記念京都病院(京都市)における放射性同位元素(密封線源:Ge)及び放射線発生装置(直線加速装置1台)の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年8月18日に許可。	放射線規制部門
106			放射線発生装置の使用許可申請について(JA神奈川県厚生連 相模原協同病院)	○令和2年7月31日付で、神奈川県厚生農業協同組合連合会からJA神奈川県厚生連相模原協同病院(相模原市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年9月7日に許可。	放射線規制部門
107	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	許可使用に係る変更許可申請について(六ヶ所核融合研究所)	許可使用に係る変更許可申請について(六ヶ所核融合研究所)	○令和元年12月17日付で、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構から、実験内容の進展のため、六ヶ所核融合研究所(六ヶ所村)における放射線発生装置の使用の方法の変更、遮蔽体の追加、放射化物保管設備の変更、保管廃棄設備の変更等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年7月1日に許可。	放射線規制部門
108			許可使用に係る変更許可申請について(西脇市立西脇病院)	○令和2年6月5日付で、西脇市から、西脇市立西脇病院(西脇市)の放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新及び更新に当たって使用線量を増加することに伴う遮蔽の追加について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年7月2日に許可。	放射線規制部門
109			許可使用に係る変更許可申請について(静岡県立静岡がんセンター)	○令和2年6月9日付で、静岡県から、静岡県立静岡がんセンター(長泉町)の放射線発生装置(直線加速装置)を1台追加し、放射線発生装置を合計8台とすることについて、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年7月13日に許可。	放射線規制部門

110	許可使用に係る変更許可申請について(千葉県がんセンター)	<p>○令和2年6月9日付けで、千葉県から千葉県がんセンター(千葉市)に、新棟を設置し、放射性同位元素(密封線源:Ge及びIr)及び放射線発生装置(直線加速装置3台)を新棟に追加することについて、変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和2年7月27日に許可。</p>	放射線規制部門
111	許可使用に係る変更許可申請について(新潟県立がんセンター新潟病院)	<p>○令和2年6月29日付けで、新潟県から、新潟県立がんセンター新潟病院(新潟市)の放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新及び更新に当たって使用線量を増加することに伴う遮蔽の追加について、変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和2年8月18日に許可。</p>	放射線規制部門
112	許可使用に係る変更許可申請について(株式会社大同キャスティングス生産本部名古屋事業所名古屋工場)	<p>○令和2年4月8日付けで、株式会社大同キャスティングスから生産本部名古屋事業所名古屋工場(名古屋市)における密封された放射性同位元素及び放射線発生装置の使用場所の事業所内での移設について変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和2年9月2日に許可。</p>	放射線規制部門
113	許可使用に係る変更許可申請書(東京都立広尾病院)	<p>○令和2年8月6日付けで、東京都から、東京都立広尾病院(渋谷区)の放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新及び更新に当たって使用線量を増加することに伴う遮蔽の追加について、変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和2年9月2日に許可。</p>	放射線規制部門
114	許可使用に係る変更許可申請について(熊本放射線外科)	<p>○令和2年7月20日付けで、医療法人社団人優会から、熊本放射線外科(熊本市)の放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新及び更新に当たって使用線量を増加することに伴う遮蔽の追加について、変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和2年9月7日に許可。</p>	放射線規制部門
115	許可使用に係る変更許可申請について(国民健康保険小松市民病院)	<p>○令和2年7月20日付けで、小松市から、国民健康保険小松市民病院(小松市)の放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新及び更新にあたって使用線量を増加すること及び直線加速装置の据え付け位置変更に伴う遮蔽の追加について、変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和2年9月7日に許可。</p>	放射線規制部門
116	許可使用に係る変更許可申請について(大垣市民病院)	<p>○令和2年7月29日付けで、大垣市から、大垣市民病院(大垣市)の放射線発生装置(直線加速装置)を1台増設し、2台とすること及び既設の放射線発生装置使用施設における保管廃棄設備の新設について、変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和2年9月7日に許可。</p>	放射線規制部門

117			承認使用に係る変更承認申請書(山梨大学医学部附属病院)	<p>○令和2年8月18日付けで、国立大学法人山梨大学から山梨大学医学部附属病院(中央市)における密封された放射性同位元素の使用・貯蔵施設を病院内の新棟に移設して、現行施設を廃止し、併せて線源を更新する等の変更承認申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和2年9月15日に承認。</p>	放射線規制部門
118	廃棄の業の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第11条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(廃棄物埋設を行わない場合に限る。)に関すること。	廃棄業に係る変更許可申請について(許可)(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	<p>○令和元年12月19日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から原子力科学研究所(東海村)の研究開発の進捗に伴って、放射性汚染物の保管量を増やすための数量や設備に係る変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射性同位元素又は放射性汚染物を業として廃棄するに当たって、廃棄施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和2年8月4日に許可。</p>	放射線規制部門